

2016年度名古屋入国管理局参観事前質問と回答

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本

(注：本質問事項は原則として貴局管轄収容場における昨年1年間の状況を対象としています。)

1. 収容の状況について

(1) 現在の被収容者数を男女別、国籍別に教えてください。

9月1日現在142人(男性115人、女性27人)。ベトナム33、フィリピン22、ブラジル20

(2) 平均収容日数、昨年末日時点の収容期間が6ヶ月以上の収容者数及び最長収容日数を教えてください。

55日、12人。年末日時点での最長収容日数は296日。

(3) 部門別正規職員数、及び医師と看護師の数及び勤務体制について教えてください。

職員数494人。うち処遇部門66人。常勤医はいないが嘱託医が週2回庁内診療を実施している。また、看護師1人が閉庁日を除く毎日9時から17時まで勤務しており、体調不良を訴える被収容者の病状確認や健康カウンセリングを実施している。

(4) 医師による診察を申し込んだ数、受診した数、及び外部の医療機関に移送した数は何件でしたか。

申入れ数4550件、受診数4550件、庁内診療数3751件、外部診療数799件

診察を申し出た場合には基本的にすべて受診させている

(5) 過去5年間、1年毎における自傷行為の件数、及び自殺件数を教えてください。

自殺件数は各年とも0。自傷件数はH23年2件、H24年1、H25年3件、H26年11件、H27年4件

(6) 被収容者が3日以上拒食をした件数を教えてください。

統計資料が無いので回答できない。

2. 処遇について

(1) 被収容者処遇規則第18条(以下、「規則」という。)に基づく隔離処分は、同条各号および本文前段、第2項において、それぞれ何件ありましたか。

ア 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為(第18条1項1号)

21件

イ 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した(第18条1項2号)

13件

ウ 自殺又は自損(第18条1項3号)

4件

エ 上記を企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した(第18条1項本文前段)

0件

オ 上記において、所長等の命令を受けるいとまがなかった(第18条2項)

25件

- (2) 規則第2条に基づき、被収容者の生活様式の尊重をし、第2条の2に基づく意見聴取を行いましたか。また、聴取の回数を教えてください。

収容場内の意見箱に投函されたもの43件、うち2件を措置。措置しなかったもののうち25件は意見聴取対象外の内容であった。

- (3) 規則第41条に基づく被収容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容について教えてください。

総数14297件。うち処遇に関するものが13459件、事件手続きに関するものが58件、その他が629件。

- (4) 規則第41条の2に基づく被収容者から収容に関する不服の申し出の件数および内容について教えてください。

0件

- (5) 規則第41条の3に基づき、被収容者が不服の申し出の判定に不服があり、異議を申し出た件数および内容について教えてください。

0件

- (6) 規則第41条関連の申し出、請求、不服の申し出、異議の申し出についての制度内容を、被収容者にどのように告知していますか。

被収容者の入所手続きの際や収容生活の各種場面において、被収容者の求めに応じて職員が口頭で説明している。不服申し出の手続きに関する案内文書は各居室に備え付けている。異議申し出の手続きについては、不服申し出の判定結果を通知する際に交付する判定書に記載されているが、合わせて職員からも口頭で説明している。

3. 戒具の使用について

- (1) 規則第19条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

戒具は原則として局長の命令を受けて使用することが規定されているが、命令を受けるいとまが無く使用したときには、速やかに局長に報告することが義務付けられており、局長は報告書により確認している。

- ア 逃走のおそれがあり、防止方法がない(第19条1項1号)

0件

- イ 自己または他人に危害を加え、防止方法がない(第19条1項2号)

2件

- ウ 収容所等の設備、器具その他の物を損壊(第19条1項3号)

1件

- (2) 外部医療機関護送時に戒具(手錠・腰縄)を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師等による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。これらの統計を取っていない場合には、それぞれ約何割に戒具を使用しましたか。また、診察時にも戒具を使用した場合の判断基準について教えてください。

統計資料はない。診療時における戒具使用は、病状等を考慮して診察の妨げとならない様に配慮して、必要に応じて判断している。

- (3) 外部医療機関護送時に戒具を人目につかないようにする措置を取られていますか。また、戒具を装着している被収容者の診察を医師が拒否したことはありますか。

外部医療機関に当方の事情を説明し、一般診療と時間をずらすなどして、可能な限りひと目につかない様に調整している。その上で必ずカバーを装着し、さらにカバーが見えない様にその上にカバンを乗せるなどしている。戒具装着している被収容者の診療を医師が拒否したことはない。

- (4) 外部医療機関移送時は「被収容者処遇規則」では無く、「違反調査及び令書執行規定」が適用されているとのことですが、外部医療機関護送時に戒具を使用されることに対して、被収容者からの苦情は何回ありましたか。

手錠を施されることに不満を申し立てるものもいるが、最終的には当方の説明に理解を示し了承した。手錠に関する苦情については統計資料なし。

4. 名古屋入国管理局管轄の難民認定等状況について

(1) 下記にあたる人数を教えてください。

ア 難民認定申請者総数、上位5カ国の出身国別数

H27に収容中に難民申請した数は57人。ネパール10、ベトナム10、トルコ9、インドネシア8、イラン5

イ 難民申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数

難民申請一次認定者数0、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数0

ウ 難民申請一次不認定者のうち、異議申し立てをした者の総数、上位5カ国の出身国別数

39人。ネパール14人、トルコ8人、ナイジェリア4人、ベトナム4人、イラン3人

エ 異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数と、それぞれ上位5カ国の出身国別数

認定者数0、棄却者数20（ネパール9、インド2、ナイジェリア2、ベトナム2、イラン1、ウガンダ1、パキスタン1、トルコ1、ミャンマー1）、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数1（ネパール）、異議申し立てを取り下げた者の数10（トルコ4、ネパール3、ベトナム2、エジプト1）

オ 貴局管轄において退去強制処分を受けた被収容者数、仮放免処分を受けた被収容者数

退去強制処分を受けた被収容者数859人。仮放免処分を受けた被収容者数311人

カ 中部空港支局における、一次庇護上陸許可申請数、同許可数、難民認定申請数

一次庇護上陸許可申請数3、同許可数0、難民認定申請数0

(2) 貴局管轄において、仮放免申請の許可・不許可処分にかかる平均日数を教えてください。

平均で三週間から1ヶ月

5. 入国者収容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成27年1月23日に視察委員会から、「外部診療を希望しても聞いてもらえず、説明してもらえないとの不満が多い。当局側の意図するところが充分被収容者に伝わっていない部分があるので、個々の説明について意を尽くしていただきたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「外部診療については、体調に急変があるものなど急を要する場合以外は、基本的に庁内診療を行い、医師にその必要性について意見を求めた上で判断しており、実施しない場合、その理由等についても、被収容者に説明している。一部の被収容者には納得しない者も見られるが、その者については、再度、看守勤務員及び看護師が改めてわかりやすく説明するように努めており、今後も被収容者が十分に理解できるよう、説明を尽くすこととする。なお、日本語を十分理解できない者については、適宜、通訳を付けて診療や説明を実施している。」と報告されています。その後の措置の経過、および措置前後において納得しない者の数および理由はどのように変化しましたでしょうか。把握されている限りでお教えてください。

納得しない者の数及び理由に関する統計はない。変化の程度を示すことは困難で、外部診療は適切に実施している。

(2) 同じく、「女性被収容者から面会時に子供とのスキンシップを取りたいという意見が多かったことから、親子面会については、仕切りのない場所で行えるよう対応を検討していただきたい。」との意見が出され、これに関して貴局から「女子被収容者から当該面会について願出が行われたことはないが、これまで男子被収容者から同様の申出が行われた際は、個別に検討し、面会を実施したこともある。女子被収容者についても同様の申出があれば、可否について個別に検討する。」と報告されています。その後の女子被収容者からの当該申出の件数および許可件数をお教えてください。

女子被収容者からの申し出はない。

(3) 視察委員会からの貴局への意見並びにそれに対する貴局からの報告内容は被収容者にはどのように告知していますか。

法 61 条 7-5 の規定に基づいて、法務大臣が視察委員会の意見及びこれを受けて当局が講じた措置の内容を公表する趣旨が、委員会の意見と当局が講じた措置の内容を第三者である一般の国民に公表して、当局の対応が法に沿った適正なものであるか判断を仰ぎ、当局の不適正な対応を防止するところにあるため、当事者である被収容者に周知することは制度の求めることでは無いと考えているので、被収容者への告知等は行っていない。法務省のホームページで一般公開されているので、面会の差し入れなどで情報提供される可能性はある。被収容者からいままでも視察委員会からの意見、当局からの報告についての質問はない。

以上